

和歌山工業高等専門学校危機管理規則

制 定 平成 23 年 5 月 11 日

最近改正 令和 6 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生、職員及び近隣住民等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第 2 条 前条の目的を達成するため、この要領に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- 一 学生等の安全にかかわる重大な事態
- 二 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- 三 社会的影響の大きな事態
- 四 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- 五 施設管理上の重大な事態
- 六 その他全各号に類するような事態

(危機管理のための校長等の責務)

第 3 条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行にあたるものとする。

(リスク管理室の設置)

第 4 条 和歌山工業高等専門学校学則第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、本校にリスク管理室を設置する。

- 2 リスク管理室は、本校の危機管理に関して総括し、危機管理体制の充実に努め、対処に必要な危機管理にあたる。
- 3 リスク管理室の構成は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 校長
 - 二 副校長
 - 三 教務主事
 - 四 学生主事
 - 五 寮務主事
 - 六 専攻科長
 - 七 事務部長

- 八 総務課長
- 九 学生課長
- 4 リスク管理室の室長は校長をもって充て、リスク管理室の業務を統括するものとし、副室長は、副校長をもって充て、室長を補佐する。

(リスク管理室の業務等)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 想定される危機に関する危機事象に関する情報（校内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析
 - 二 想定される危機事象の検討、対応策の立案及び実施
 - 三 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知
 - 四 学生等に対する適切な情報提供
 - 五 職員及び学生への教育及び訓練の実施
 - 六 対策本部の組織体制及び活動内容の決定
 - 七 緊急時の情報伝達体制の整備
 - 八 危機管理に関し、機構と相互連携を図ること。
 - 九 その他危機管理に係る必要な事項の実施
- 2 リスク管理室は、法令及び関係する本校規則等に従い、学生等が本校に起因する危機により災害を被ることがないように常に配慮しなければならない。

(リスク管理室員以外の出席)

第6条 リスク管理室長が必要と認めたときは、リスク管理室以外の者を会議に出席させ、当該事項の意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

- 第7条** 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、リスク管理室員に通報しなければならない。
- 2 リスク管理室員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに校長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、校長と対処方針を協議しなければならない

(対策本部の設置)

- 第8条** 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。
- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
- 一 本部長は、校長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
 - 二 副本部長は、副校長をもって充て、本部長を補佐する。
 - 三 本部員は、教務主事、学生主事、寮務主事、事務部長及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限等)

第 9 条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象の処理に際し、緊急を要する場合には、本校の学内規則等により必要とされる手続の省略又は当該手続を対策本部が行うことができる。対策本部は、当該手続を省略した場合においては、危機事象の対処終了後に、運営委員会に報告しなければならない。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

第 10 条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在の場合の措置)

第 11 条 校長が出張等により不在の場合は、副校長が、この規定に基づき、危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

第 12 条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(主管事務)

第 13 条 リスク管理室及び対策本部の事務は、総務課が主管する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。